

障害をお持ちの方が事業所の方と直接相談できる貴重な機会ですので、参加を希望される場合は最寄りのハローワークへお申し込みください。

◆主催 むつ公共職業安定所

◆共催

障がい者就業・生活支援センターしもきた

◆後援 むつ市

◆問合せ先

ハローワークむつ 障害者担当

☎ 0175-22-1331

大間小学校 創立150周年!

大間小学校は、明治6年に創立し、今年で150周年を迎えます。下北管内の卒業生や関係者と共に節目の年を祝いたいと思い、記念事業の一環として記念誌(1冊3,000円寄付金込)を発行します。

ご希望の方は学校へご連絡いただき、直接学校に支払うか振込となります。締切は8月31日です。

◆受付・問合せ先

大間小学校 教頭

☎ 0175-37-2107

◆振込先

青い森信用金庫 大間支店 普通預金
口座番号0192796

大間小学校創立150周年記念事業実行委員会 委員長 山崎 真

松の枯れ木を見かけたらお知らせください!

松くい虫被害は、マツノマダラカミキリというカミキリ虫によって運ばれる小さな線虫がマツの木に侵入することによってマツが枯れる伝染病で、県内では深浦町と南部町で被害が確認されています。

令和5年6月20日には、岩手県二戸市で新たに被害が確認されています。

松くい虫被害を防ぐには、葉が黄色に変色したり、枯れたマツを早い段階で取り除くことが大切です。自宅の庭木や街路樹、山林など、身の回りで枯れている、または枯れかかっているマツを見つけたら、東通村農林畜産課、下北地域県民局林業振興課、又は森林組合までお知らせください。

◆問合せ先

農林畜産課

☎ 0175-33-2141

下北地域県民局林業振興課

☎ 0175-23-6855

東通村森林組合

☎ 0175-48-2882

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方(以下の要件を満たしている必要があります)

・前年の所得額が約472万円以下である

◆請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から9月初旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場住民課で請求手続きをしてください。

※日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることありません。

◎年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『給付金専用ダイヤル』

0570-05-4092(ナビダイヤル)

◆問合せ先

日本年金機構むつ年金事務所

☎ 0175-22-4947

東通村住民課住民G

☎ 0175-33-2135

個人事業税【県税】について

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から必要経費と各種控除額を引いた額に対して課税されます。対象者には8月と11月に金融機関やコンビニエンスストアで納付できる納税通知書を送付します。

また、口座振替もご利用いただけますので、最寄りの取扱金融機関または各地域県民局県税部にてお申し込みください。詳細は、県税ホームページをご覧ください。

◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課

☎ 0175-22-8581(内線207)

令和5年度 むつ下北地区

障がい者就職相談会

障がいをお持ちの方を対象とした就職相談会です。

就職をご検討されているが、その一歩をなかなか踏み出せない方はいませんか?

お知らせ

募集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 振込口座の変更届出について

高額療養費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ず税務課窓口へ届出してください。

※届出がないと、振り込みができなくなりますので、お早めの届出をお願いします。

◆問合せ先

東通村税務課国民健康保険G

☎ 0175-33-2134

2 交通事故等にあったとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ず税務課窓口へ届出してください。また、自損事故の場合や、業務中の事故で労災が適用されない場合にも届出が必要です。

詳細については、税務課国民健康保険グループまたは青森県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

◆問合せ先

東通村税務課 国民健康保険G

☎ 0175-33-2134

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

国民年金からのお知らせ

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

◆対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方(以下の要件をすべて満たしている必要があります)

- ・65歳以上である
- ・世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ・年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である